

## 放課後キッズクラブ事業の質の向上に向けた取組について

放課後キッズクラブの全校設置後には、利用者のニーズ等に応じた質的充実ができるよう、事業の見直しに向けた検討を進めており、令和 2 年 9 月の常任委員会では、見直しの方向性についてのご報告をさせていただきました。

その後、「子ども・子育て会議 放課後部会」を中心とした関係者の皆様との検討や、利用者や運営法人を対象としたアンケートの実施結果等を踏まえ、見直しの内容をまとめましたのでご報告します。

### 1 検討の経過

#### (1) 「子ども・子育て会議 放課後部会」について

平成 30 年度に実施した調査結果等をもとに見直しの方向性をまとめ、「子ども・子育て会議 放課後部会」を中心とした関係者の皆様との検討を行いました。

#### 【参考】見直しの方向性（令和 2 年 9 月常任委員会報告内容）

##### ① 「生活の場」の充実

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒しを行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。また、区分 2 の中に利用ニーズに対応した短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。

##### ② 「遊びの場」の充実

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

##### ③ 「新しい生活様式」等への対応

猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分 1 の利用は制限することとします。

##### ④ 運営法人の安定化に向けた支援

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、補助金事務や制度の運用の見直し、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等、質の向上と事務の効率化を図ります。

##### ⑤ 現行区分の見直し・役割の明確化

「遊びの場」である区分 1 の利用は午後 4 時までに短縮するとともに、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分 1 は廃止し、区分 2 のみの利用とします。

## (2) アンケートについて

### ア 利用者向け

- (ア) 実施期間 令和2年10月12日～10月28日
- (イ) 周知方法 各クラブを通じて利用者に周知
- (ウ) 回答数 6,339件

### イ 運営法人向け

- (ア) 実施期間 令和2年10月12日～11月1日
- (イ) 回答数 92法人(115法人中)

### ウ 実施結果

別紙「アンケート結果(概要)」のとおり

## 2 見直しの内容

### (1) 見直しの方向性(令和2年9月の常任委員会での報告)からの変更点

#### ア 区分1の利用時間

午後5時から午後4時への変更にあたり、プログラムが午後4時を超えてしまう場合には、一定の基準を設けた上で例外的に午後4時30分程度まで延長できるものとします。

#### イ 土曜日の区分1の利用

「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止しますが、地域や保護者と連携したプログラムに限り、例外的に実施できることとします。

#### ウ 見直し時期

利用者のニーズや、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新区分の創設及び区分1の利用時間の変更等については令和3年度から先行して実施します。

### (2) 新区分について

#### ア 内容

留守家庭児童等に午後5時まで「生活の場」を提供し健全な育成を行います。

#### イ 利用料

新区分の月額の利用料は、2,000円(別途おやつ代(実費程度))とします。また、新区分の利用者が午後5時以降も利用する場合の一時利用料は400円/回とします。

なお、生活保護世帯と市民税所得割非課税世帯については、現行の減免制度を活用することで、月額の利用料は無料になります。

#### ウ 利用区分の名称について

見直しに伴い、区分の名称を分かりやすく、かつ、事業の役割を理解してもらえるものとします。

現行	新たな名称	考え方
区分1	区分1(わくわく)	遊びの場として誰もが楽しみながら過ごせる居場所
新区分	区分2A(すくすく:ゆうやけ)	留守家庭児童等の生活の場として児童が成長する居場所
区分2	区分2B(すくすく:ほしぞら)	

●令和3年度の見直しの全体像

現状

		放課後子供教室 (区分1)	放課後児童健全育成 事業 (区分2)
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件		当該校に通学し ている児童及び 当該校区に居住 している児童	「放課後子供教 室」の条件に加 え、留守家庭児童 であること。
利用時間	平日	放課後～午後5 時まで	放課後～午後7時 まで
	土・長期休業 日	午前8時30分～ 午後5時まで	午前8時30分～ 午後7時まで
利用料	月額	無料	月額5,000円 +おやつ代
	一時	800円+おやつ代	-



見直し後

		放課後児童健全育成事業 (すくすく)	
		<b>【新区分】 区分2A: ゆうやけ</b>	区分2B: ほしぞら
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件		当該校に通学してい る児童及び当該校区 に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加 え、留守家庭児童等であるこ と。
利用時間	平日	放課後～ <u>原則午後4 時まで</u> (コロナや猛暑等 の状況下では利用制限)	放課後～午後 5時まで
	土・長期休業 日	①土曜日: <u>原則廃止 (月1回程 度プログラム実施)</u> ②長期休業日: <u>2時間程度</u>	午前8時30分 ～午後5時ま で
利用料	月額	無料	月額2,000円+ おやつ代
	一時	800円+おやつ代	400円

※下線が変更点

(3) 継続して検討する内容 (令和4年度に向けて実施)

遊びの場の充実 (プログラムの内容や考え方について)、人材の確保・育成等の支援による運営法人の安定化、地域立ち上げ法人への支援、アンケート結果でニーズの高い要望事項などについて検討し、事業の質の向上を図ります。

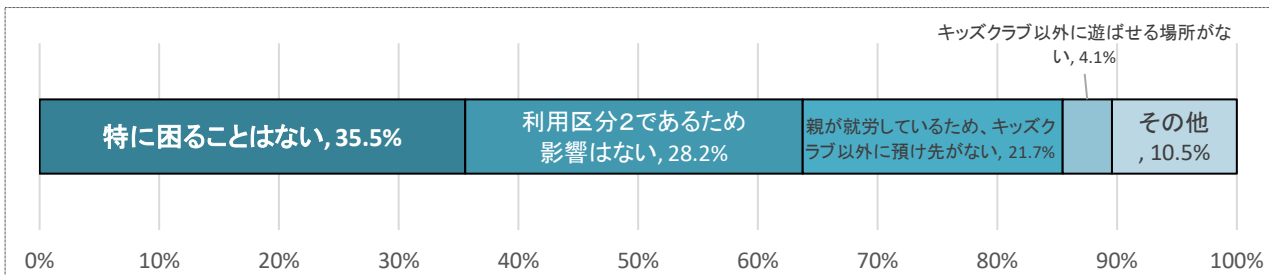
3 今後のスケジュールおよび周知について

令和2年12月	運営法人への周知
令和3年1月以降	保護者への周知、利用予定者説明会
2月	子ども・子育て会議 放課後部会
4月以降	放課後部会のほか、ワーキンググループ等を設置し、4年度に向けた検討

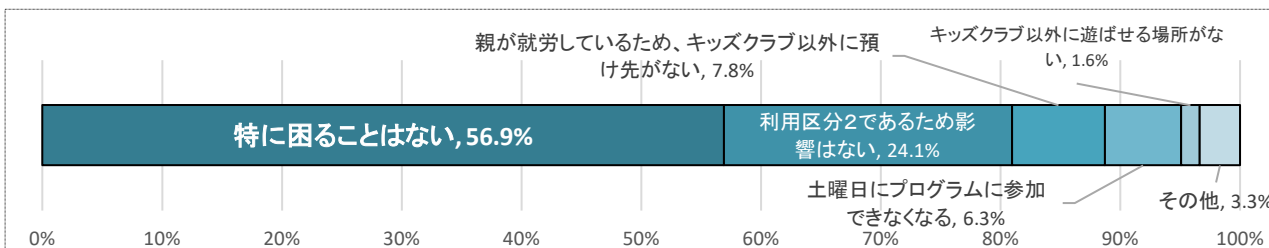
◆アンケート結果(概要)

1 利用者向けアンケート

(1) 区分1の利用時間が午後5時から午後4時に短縮された場合に何が困りますか。(n=6,339)



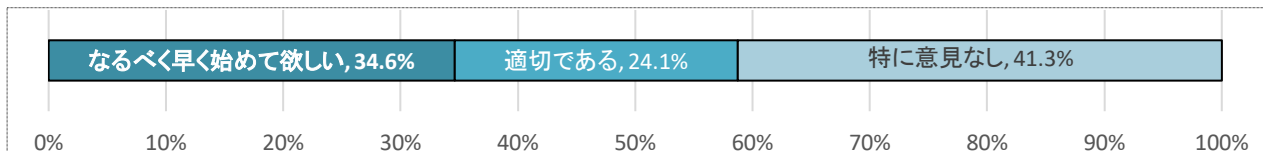
(2) 区分1の土曜日の利用が廃止になった場合に何が困りますか。(n=6,339)



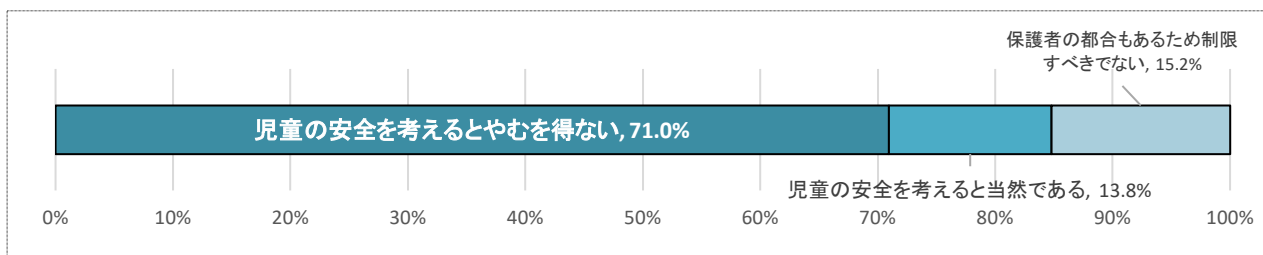
(3) 新区分を利用する場合、1か月の利用料(おやつ代を除く)として、いくらが妥当ですか。(n=6,339)

	1,000円程度	2,000円程度	3,000円程度	4,000円程度
安い	42.5%	17.1%	3.8%	1.5%
妥当である	44.2%	40.5%	25.9%	7.9%
高い	13.3%	42.4%	70.3%	90.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 新区分の導入を4年度からとすることについてどう思いますか。(区分2のみ回答 n=2,414)



(5) 新型コロナウイルス感染防止対策として、現在区分1の利用を制限していることについてどう思いますか。(n=6,339)



2 運営法人向けアンケート

運営法人として、見直しの方向性についてどう評価しますか。

選択肢	法人単位		【参考】クラブ単位	
	回答数	構成率	回答数	構成率
良いと思う	7	7.6%	8	2.6%
おおむね良いと思う	54	58.7%	245	78.5%
良くないと思う	27	29.3%	54	17.3%
特に意見はない	4	4.3%	5	1.6%
合計	92	100.0%	312	100.0%